

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
教育センター	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 548 1608 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年12月7日</td> <td>午前9時15分から午後1時30分まで</td> <td>午前9時15分から午後5時45分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年12月7日	午前9時15分から午後1時30分まで	午前9時15分から午後5時45分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1335 2703 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年12月7日	午前9時15分から午後1時30分まで	午前9時15分から午後5時45分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																	

措置の内容

検出事項について、職務専念義務免除（全日）の承認を取り消し、改めて必要と認める時間の職務専念義務を免除するとともに、受診前後の勤務に服さなかった時間は年次休暇の申請承認
手続を行った。

検出事項の原因は、申請者と直接監督責任者の認識不足にある。

再発防止策として、所属職員に対し、本事案を共有し、改めて職務専念義務の免除申請に当たっては、その目的、内容及び時間を確認した上で手続を行うよう周知した。

今後は、定期的に所属職員に向けて注意喚起を行う。また、総務担当者が毎月、休暇申請等の確認を行い、誤った申請がないかを確認し法令等に基づいた適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月13日）